

結婚新生活応援事業

HAPPY WEDDING

結婚新生活を始めるのに必要な費用を
最大24万円も補助してくれるって！！



対象となる費用

平成29年1月1日から平成30年3月31日までの

①新規の住宅賃貸費用

賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料のみ

②新規の住宅取得費用

※契約が「単身」の場合、契約書を新たに結び直す必要があります。

※所有者が3親等以内の場合は、対象になりません。

③結婚に伴う引越費用

☆☆☆☆チェック項目☆☆☆☆☆☆☆☆

- 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに婚姻届を提出しました。
⇒H30/3/1~3/31の期間中に婚姻届を提出する場合は、H30/2/28までに、市に申込む必要があります。
- 申請の時、夫婦ともに住民票の住所が日田市にあり、新居と同じです。
- 申請の時、夫婦の年齢の合計は80歳未満です。
- 平成28年中の夫婦の所得を足し合わせたとき、その合計は340万円未満です。
⇒所得の確認は、所得証明書（平成28年分）で行います。
⇒平成28年中に奨学金を返済した場合は、その金額を所得から差し引くことができます。
⇒申請時、無職の場合は、担当課までお問い合わせください。
- 対象となる事業は、平成29年1月1日から平成30年3月31日までに（行った）事業で、3月31日までに業者等への支払いも済みます。
⇒H30/3/1~3/31の期間中に引越業者への支払いが完了する場合は、H30/2/28までに、市に申込む必要があります。

【住宅の購入の場合】

- 契約を交わさない売買、贈与または相続ではありません。

【住宅の購入または賃貸の場合】

- 住宅所有者との関係は、三親等以内ではありません。
- 過去にこの補助金を夫婦ともに受けていません。
- 夫婦ともに市税等の滞納はありません。
- 他の公的制度は受けていません。
- 暴力団員等や暴力団員との密接な関係を持つ者はいません。

全部当てはまれば
補助が受けられます！



対象期間については
裏面をチェック！

『対象になるかな？』と思ったら、

まず、日田市役所6階 **ひた暮らし推進室** まで
お越しください。

Q&A

引越などの事業や結婚はいつ行えば対象になるの？



下記のスケジュール3つすべてを期間内に行えば、交付の対象となります。



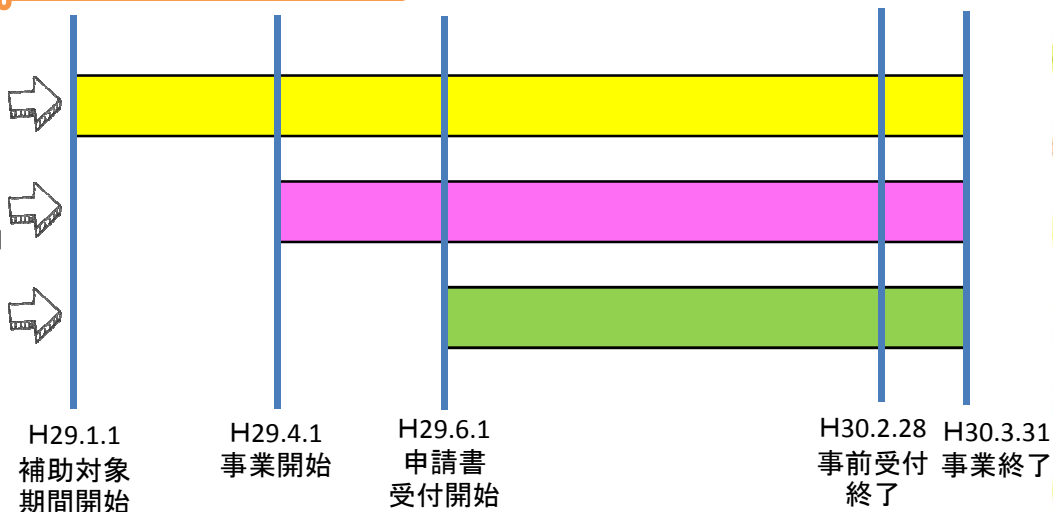
ただし、H30.3.1～H30.3.31の期間中に引越しや婚姻届の提出を行う場合は、H30.2.28までに日田市に申込する必要があります。

3つのスケジュール

引越などの事業
の完了
(支払いまで完了)
【H29.1.1～H30.3.31】

婚姻届の提出
【H29.4.1～H30.3.31】

申請書の提出
【H29.6.1～H30.3.31】



婚姻届をH30.2.22に提出にして、
引越をH30.3.31した場合は対象となりますか？



H30.3.31に支払まで完了していれば、対象となりますが、引越しや婚姻届の提出をH30.3.1～H30.3.31の間中に行う場合は、H30.2.28までに日田市に申込しないと補助金の交付が受けられません！
ひた暮らし推進室にご連絡ください。